

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ (公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察 ・事業及び予算決算のヒアリング	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取及びアンケート	実地調査実施日	令和6年7月5日
-------------	---	------------	------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	168,107,451	45,951,785	別紙参照	別紙参照	304	別紙参照	別紙参照	-
令和4年度	166,580,000	46,065,491	別紙参照	別紙参照	302	別紙参照	別紙参照	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約システムを活用し、予約の公平を期している。指定管理者のHP、市民だより、館内掲示等で広報を行い、利用者への周知活動を実施している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者のHP及び館内掲示にて、情報更新、情報発信を実施している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の保護に関する事項において、利用申請書等の個人情報に係る書類については、鍵のかかる保管場所において厳重に管理されており、法令遵守に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	社内規定に基づき適切に会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度な修繕や補修については迅速に対応し、法定点検なども実施されている。また、周辺の清掃作業や植栽管理については、第三者委託により景観に配慮した維持管理に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と修繕の必要性については、こまめに連絡があるが、災害発生時等の危機管理マニュアルが未作成である。	否

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心掛け、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	幅広い研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入しながらサービスの維持に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	共同企業体の強みを生かし、職員に対する多様な研修が行われている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業の見直し及び経費節減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設利用者の様々なニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営及び事業展開を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても適切に対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか	日々、利用者とのコミュニケーションを図り、意見・苦情・要望等を集約されている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケート調査の実施、ご意見箱での意見集約を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理において、行政と十分な連携がとれており、円滑かつ健全な管理運営を行っている。 今後は、民間の知識を活かし、自主事業における独自性・多様性、コスト縮減と施設整備費の確保などを重視して管理業務を行ってほしい。
指定管理者に対する指示・指導事項	災害発生時等の危機管理マニュアルを作成するように指導。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール等	施設稼働率(%)			利用者数(人)		
		令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度	
		実績	目標	実績	実績	目標	実績
1	鴻ノ池陸上競技場主競技場	85.4%	81.0%	88.9%	162,974	270,500	322,809
2	鴻ノ池陸上競技場補助競技場	65.5%	62.0%	72.4%	20,957	138,100	110,201
3	鴻ノ池陸上競技場投てき練習場	17.9%	25.0%	30.9%	2,969	8,000	5,273
4	鴻ノ池陸上競技場多目的広場	21.1%	25.0%	25.2%	7,016	18,900	11,968
5	鴻ノ池球場	44.0%	46.0%	67.2%	13,522	34,400	31,287
6	鴻ノ池コート	62.2%	68.0%	63.5%	24,227	48,500	29,319
7	中央体育館	78.5%	96.0%	83.1%	168,052	165,200	245,201
8	中央第二体育館	72.7%	96.0%	65.0%	28,581	47,200	41,789
9	南部生涯スポーツセンター体育館	85.8%	95.0%	40.0%	23,023	40,600	29,789
10	南部生涯スポーツセンター球技場	50.0%	47.0%	51.1%	14,025	13,800	14,298
11	南部生涯スポーツセンターコート	31.8%	42.0%	30.5%	2,526	2,600	2,260
12	南部生涯スポーツセンター 多目的コート	24.2%	21.0%	16.5%	1,668	2,000	1,252
13	柏木球技場	54.4%	61.0%	61.5%	31,239	31,900	14,725
14	柏木コート	48.9%	57.0%	39.1%	10,044	15,500	8,767
15							

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	中央武道場等4体育施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 事業及び予算決算のヒアリング 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取及びアンケート	実地調査実施日	令和6年7月5日
-------------	---	------------	------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	59,216,000	9,438,365	別紙参照	別紙参照	304	別紙参照	別紙参照	-
令和4年度	59,100,000	9,642,340	別紙参照	別紙参照	309	別紙参照	別紙参照	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約システムを活用し、予約の公平を期している。指定管理者のHP、市民日より、館内掲示等で広報を行い、利用者への周知活動を実施している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者のHP及び館内掲示にて、情報更新、情報発信を実施している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の保護に関する事項において、利用申請書等の個人情報に係る書類については、鍵のかかる保管場所において厳重に管理されており、法令遵守に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度な修繕や補修については迅速に対応し、法定点検なども実施されており、仕様書に定める水準を維持している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と修繕の必要性については、こまめに連絡がある。また、非常時の避難経路が館内に掲示されており安全な施設運営に努めている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心掛け、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入しながらサービスの維持に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	業務遂行に必要な研修を各種実施できている。今後は、研修内容を活かした幅広い事業展開を期待したい。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業の見直し及び経費節減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設利用者の様々なニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営及び事業展開を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても概ね対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	日々、利用者とのコミュニケーションを図り、意見・苦情・要望等を集約されている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケート調査の実施、ご意見箱での意見集約を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	長年のノウハウを活かし、施設管理業務を円滑に実施できている。 今後は、スポーツ振興課所管の鴻ノ池運動公園内の指定管理者とも情報共有、連携をとることで、更なる施設の管理運営に期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)			利用者数(人)		
		令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度	
		実績	目標	実績	実績	目標	実績
1	中央武道場	63.3%	63.0%	60.4%	36,676	74,100	51,289
2	中央第二武道場	64.5%	73.0%	63.3%	48,102	55,400	42,091
3	弓道場	85.1%	88.0%	83.9%	20,829	32,700	22,205
4	相撲場	11.7%	10.0%	8.1%	317	1,100	219
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部生涯スポーツセンター等18体育施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 事業及び予算決算のヒアリング 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取及びアンケート	実地調査実施日	令和6年7月8日
-------------	---	------------	------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	221,516,000	43,322,275	別紙参照	別紙参照	304	別紙参照	別紙参照	-
令和4年度	237,337,662	43,222,616	別紙参照	別紙参照	310	別紙参照	別紙参照	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約システムを活用し、予約の公平性を期している。指定管理者のHP、市民日より、館内掲示等で広報を行い、利用者への周知活動を実施している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者のHP及び館内掲示にて、情報更新、情報発信を実施している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の保護に関する事項において、利用申請書等の個人情報に係る書類については、鍵のかかる保管場所において厳重に管理されており、法令遵守に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度な修繕や補修については迅速に対応し、法定点検なども実施されており、仕様書に定める水準を維持している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と修繕の必要性については、こまめに連絡があり、施設の安全対策に努めているが、災害発生時等の危機管理マニュアルの情報共有がなされていない。	否

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心掛け、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務の徹底により、利用の増加に対応できるよう、効率的に職員を配置している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	各種研修を実施しているが、職員の確保・育成のため今後は、財団だけでなく、他の民間事業団体などからもノウハウを吸収していく必要がある。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業の見直し及び経費節減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設利用者の様々なニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営及び事業展開を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても適切に対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか	日々、利用者とのコミュニケーションを図り、意見・苦情・要望等を集約されている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケート調査の実施、ご意見箱での意見集約を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	スポーツ施設の管理者としての実績を積み重ね、より効率的に管理運営を実施している。
指定管理者に対する指示・指導事項	災害発生時等の危機管理マニュアルを職員同士で共有するよう指導。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)			利用者数(人)		
		令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度	
		実績	目標	実績	実績	目標	実績
1	西部生涯スポーツセンター体育館	97.3%	100.0%	94.2%	90,533	112,900	85,875
2	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	99.9%	100.0%	100.0%	55,787	31,400	51,651
3	西部生涯スポーツセンター球技場	60.7%	57.0%	60.3%	18,591	17,700	20,397
4	西部生涯スポーツセンターコート	62.6%	64.0%	59.1%	11,491	12,300	11,099
5	緑ヶ丘球場	61.4%	54.0%	56.0%	12,545	12,700	14,286
6	青山コート	50.4%	47.0%	52.4%	8,379	5,700	3,528
7	青山プール	100.0%	100.0%	100.0%	6,647	10,200	8,037
8	黒谷コート	68.2%	75.0%	71.0%	11,892	27,400	12,457
9	黒谷球技場	47.5%	36.0%	51.4%	9,243	11,400	12,618
10	平城第一コート	63.0%	58.0%	61.4%	3,616	3,900	3,887
11	平城第一球技場	28.8%	39.0%	32.6%	4,384	5,800	5,171
12	平城第二コート	69.4%	73.0%	71.4%	7,382	7,000	7,995
13	平城第二球技場	48.8%	57.0%	51.5%	10,729	12,500	13,187
14	佐保山コート	43.3%	46.0%	45.0%	5,007	5,000	4,609
15	奈良阪球技場	33.7%	39.0%	33.8%	6,587	6,500	7,218
16	登美ヶ丘球技場	46.4%	42.0%	57.9%	9,128	9,100	10,659
17	西部生涯スポーツセンターターゲットボール場	1.3%	30.0%	1.4%	400	1,700	400
18	西部生涯スポーツセンタークラブハウス	12.6%	9.0%	5.0%	1,127	970	636

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市鴻ノ池スケートボードパーク	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ (非公募)	指定の期間	令和5年8月1日から 令和7年3月31日まで (1年8か月)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 事業及び予算決算のヒアリング 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取及びアンケート	実地調査実施日	令和6年7月5日
-------------	---	------------	------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	6,600,000	1,606,450		2,800	147		95.3	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	指定管理者のHP、市民だより等で広報を行い、利用者への周知活動を実施している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者のHPにて、情報更新、情報発信を実施している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の保護に関する事項において、利用申請書等の個人情報に係る書類については、鍵のかかる保管場所において厳重に管理されており、法令遵守に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度な修繕や補修については迅速に対応し、法定点検なども実施されており、仕様書に定める水準を維持している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と修繕の必要性については、こまめに連絡がある。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全な施設管理を心掛け、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施に向けての動きはあったが、自主事業の実施までには至らなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	幅広い研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入しながらサービスの維持に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	共同企業体の強みを生かし、職員に対する多様な研修が行われている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業の見直し及び経費節減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	幅広い視点で管理運営及び事業展開を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても適切に対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか	日々、利用者とのコミュニケーションを図り、意見・苦情・要望等を集約されている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケート調査の実施、ご意見箱での意見集約を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	スポーツ施設の管理者としての実績を積み重ね、より効率的に管理運営を実施している。 今後は民間の知識を活かした事業展開を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市七条コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	七条地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	1,650,000	1,482,000	15,500	15,693	366	82.0	82.4	-
令和4年度	1,671,681	1,456,200	15,500	14,403	365	82.0	85.2	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については旋錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	南紀寺五丁目第一自治会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	1,300,000	1,207,950	10,900	10,986	366	82.0	84.9	-
令和4年度	1,300,000	1,188,000	10,900	10,721	365	82.0	81.5	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	設備の破損があった場合には早急に対応するなど、概ね良好な管理運営がされている。管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。経理・報告事務等についても適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	1,790,000	1,633,350	30,900	22,408	366	92.0	90.2	-
令和4年度	1,800,085	1,629,900	30,900	21,303	365	92.0	91.1	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については旋錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東市コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	東市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	1,250,000	854,400	5,200	8,186	366	25.0	56.5	-
令和4年度	1,250,000	710,250	5,200	7,277	365	25.0	46.5	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	受付窓口を施設付近の店舗にするなど工夫しており、利便性の確保に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者が快適にスポーツを楽しめるよう、施設や設備環境の向上に努めており、概ね良好な管理運営がされている。管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	邑地町自治会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	570,000	50,500	1,200	486	366	7.0	2.3	-
令和4年度	575,847	84,000	1,200	739	365	7.0	5.3	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設を設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については旋錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	2,190,000	1,418,250	19,000	18,638	366	90.0	93.2	-
令和4年度	2,203,674	1,411,800	19,000	17,801	365	90.0	93.7	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	狭川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	800,000	141,200	2,800	1,100	366	10.0	7.4	-
令和4年度	800,000	184,600	2,800	1,264	365	10.0	9.0	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域住民だけでなく遠隔地からの利用者も受け入れ、多くの方に利用してもらえるよう努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市田原コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	田原地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	830,000	244,500	4,400	5,292	366	12.0	12.1	-
令和4年度	830,000	235,500	4,400	3,121	365	12.0	16.9	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域住民だけでなく遠隔地からの利用者も受け入れ、多くの方に利用してもらえるよう努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については旋錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	八条第二自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告(月次) 不定期の施設視察 	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	---	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	420,000	140,500	910	776	366	6.0	10.8	-
令和4年度	420,000	0	910	0	365	6.0	0.0	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 近隣に同用途の施設があることなどから利用申込が少ない状況だが、施設の利用促進を目指して対応していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏南第一、第二、第三駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	杏南町自治会駐車場運営委員会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時
-------------	--------------------------------------	------------	---	-------------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	—	300,000	—	450	366	—	—	—
令和4年度	—	290,666	—	436	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収入と支出がほぼ均衡している中でも少しずつ、長期的な視野での施設修繕のための積立てをしており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、現状収支がほぼ均衡している中でも少しずつ、長期的な視野での施設修繕費用として積立てもしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市横井第二、第三、第四、第五、第六駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市横井町自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時
-------------	--------------------------------------	------------	---	-------------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	—	540,000	—	360	366	—	—	—
令和4年度	—	585,000	—	390	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された財政状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された健全な状況である。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条第一、第二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市八条第二自治会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時
-------------	--------------------------------------	------------	---	-------------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	—	300,000	—	300	366	—	—	—
令和4年度	—	312,000	—	312	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕のための積立も確保しており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕費用として積立もしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏中第一、第二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市杏中町自治会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	随時
-------------	--------------------------------------	------------	---	---------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	—	220,000	—	264	366	—	—	—
令和4年度	—	229,166	—	275	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕のための積立も確保しており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕費用として積立もしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時
-------------	--------------------------------------	------------	---	-------------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	—	960,000	—	384	366	—	—	—
令和4年度	—	912,500	—	365	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方針が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された財政状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された健全な状況である。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市北人権文化センター	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・報告書・業務日誌の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート	実地調査実施日	随時実施
-------------	-------------------------------------	------------	----------	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	21,479,000	—	—	4,695	243	—	—	—
令和4年度	21,479,000	—	—	3,218	242	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切に施設運営を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任についての認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	ホームページや施設への掲示など、積極的に情報発信している。また、奈良市情報公開条例に則り適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令順守、個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を行った。また、個人情報の取扱いについても、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に執行されたか。	指定管理用の独立した通帳による管理で入出金を明らかにするとともに、税理士等の経理の専門家にも相談しながら適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設の保全や維持管理、設備・備品等の保守の重要性・責任についての認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	日常的に丁寧な清掃、消耗品の交換や機器の動作状況について点検・確認を実施している。修繕を要する場合も速やかに市担当課と連携を取り対応しており、適切な施設の維持管理を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備や非常時の対応、利用者の事故等への対応の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	休日・夜間の機械警備の実施に加えて、開館時間内には日常的に施設内外を巡回し、また終業時には窓や出入り口の施錠を確実に実施している。非常時や利用者の事故発生時には速やかに市担当課と連絡を取りながら対応にあたり、常に管理者としての注意を払いながら適切な管理を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に沿った事業展開のみならず、より効果的な内容への見直しや新たな事業提案など、人権文化の根付くまちづくりの活動拠点として、窓口での相談対応や積極的な貸館業務、地域他施設との連携など、人権意識の高揚のため、幅広く活動している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画書どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	人権研修の受け入れをし、講義や現地フィールドワーク(北山十八間戸等の人権スポット)におもむく事により、人権教育・啓発を実施し、また早朝ラジオ体操のイベントで地域に貢献している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対する利用促進やサービス向上について、具体的・効果的な方策があるか。	事業の案内や貸館についてホームページでの発信やチラシの投函等、様々な方法で周知している。また、講座参加者の年齢や人数に応じて開催する部屋を変更したり、臨機応変な対応もしている。また、トラブル発生時には今後の改善策も含めて速やかな報告がある。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なうことなく、指定管理料の範囲内で管理運営しているか。	努力によって削減可能な範囲について、経費削減を意識した予算執行をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	事業の実施を含む館運営について、適切な人員配置を行い、かつサービス水準を維持できる必要最小限の人数での運営で、人件費抑制にも努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、前年度からの運営管理業務の実績を踏まえ、改善も加えながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内。安定的に事業を継続できる財務状況であったか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に事業を継続できる財務状況であった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	管理運営に対する意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があったか。	設置目的達成に対する意欲があり、館の活性化のため、事業参加や貸館利用を促進するべく、ホームページを活用した積極的な情報発信やチラシの投函など、幅広い地域や年齢層に呼びかける手段を併用し工夫を重ねている。	B
	地域等における連携・貢献	地域における連携・貢献の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われていたか。	自治会や社会福祉協議会と相互に事業協力をを行い、地域住民の福祉の向上やコミュニケーションの場の提供として貢献した。	B

5. 総合評価

総合評価	設置目的を理解し、目的達成のための方策として各種講座の実施や人権啓発、窓口相談、貸館業務などを実施し、関係団体や地域との連携を図りながら運営管理に取り組んだ。また、日常管理においても、自主的な施設修繕を行うなど、利用者が安心して安全に利用できる環境づくりに努めた。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市男女共同参画センター	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団 (非公募)	指定の期間	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	男女の人権の確立を図り、社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画し、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	8,100,000	40,800	—	680	174日	—	8.6	—
令和4年度	—	194,000	—	7,145	297日	—	—	—

変動の大きい指標の変動理由 令和5年4月から、男女共同参画センターが西之阪町から杉ヶ町の生涯学習センター内に移転し、かつ、令和5年度の11月から3月改修工事を実施し、臨時休館したため。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市男女共同参画センター条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任についての認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	ホームページや施設への掲示など、積極的に情報発信している。また、奈良市情報公開条例に則り適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守、個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を行った。また、個人情報の取り扱いについても、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取り扱いをしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に執行されたか。	財団事務局において経理業務を処理し、効率化や不透明な処理の防止を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設の保全や維持管理、設備・備品等の保守の重要性・責任についての認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	日常的に丁寧な清掃、消耗品の交換や機器の動作状況について点検・確認を実施している。修繕を要する場合も速やかに市担当課と連絡を取り対応しており、適切な施設の維持管理を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備や非常時の対応、利用者の事故等への対応の重要性・責任についての認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取りながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	実施計画書通りに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に実施した。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対する利用促進やサービス向上について、具体的・効果的な方策があるか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な対応を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なうことなく、指定管理料の範囲内で管理運営しているか。	提案額内で運営が行われているとともに、経費削減を意識した予算執行をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	適切な人員配置を行い、かつサービス水準を維持できる必要最小限の人数で運営できている。また、雇用に関する法律を遵守している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	公民館等の施設管理のノウハウを元に施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内、安定的に事業を継続できる財務状況であったか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に事業を継続できる財務状況であった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	設置目的を理解し、目的達成のための方策として貸館業務を実施し、関係団体や地域との連携を図りながら運営管理に取り組んだ。また、日常管理においても、自主的な施設修繕を行うなど、利用者が安心して安全に利用できる環境づくりに努めた。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合福祉センター	評価主体	福祉部 障がい福祉課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	障害者及び障害児のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、市民の福祉の増進に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・管理業務実施状況報告書(月報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・意見箱の設置 ・障害者団体との意見交換会	実地調査実施日	令和6年1月31日
-------------	---	------------	--------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	117,532,130	-	75,000	53,763	301	93	74	-
令和4年度	119,292,000	-	75,000	40,063	298	93	69	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用に関しては、障害者の優先利用を基本としつつ、障害者と地域住民の交流を促進することにも配慮し、適切に利用調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市社会福祉協議会の定款に規定し、会員及び提供する福祉サービス利用希望者、その他利害関係人からの請求に対して閲覧に供するようにしている。その他の場合は、所管課と協議のうえ基本的に開示することとしている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を遂行している。個人情報の保護については、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	経理の透明性を高めるために外部の監査委員による監査を実施している。公の施設として経費の縮減に努めるとともに、適正に予算執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の安全に配慮して施設・備品等の保全に努めており、補修等についても、その都度、市への連絡が入っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備及びその他の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画を作成し、防災体制を整備することで非常時に対応している。また、無人時は警備業者への委託により、機械警備を導入している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市広報誌への掲載や館内掲示及びホームページ等により各種教室や大会等の情報を適宜発信している。また、施設の利用促進及び障害者等の交通手段を確保するため、無料送迎バス(リフト)を運行している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営しており、創意工夫等により経費を削減している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。職員育成のために、研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員を適正配置し、法定労働時間をもとに勤務計画を作成し、効果的な勤務体制の構築に努めている。関係機関の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、内部講師を育成し、定期的に研修を実施することにより、常に職員の資質の向上を目指している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他の施設・部署とも連携し、福祉分野全般に対応できるよう努めており、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	各種規定・規則に基づき運営しており、会計単位ごとの執行を確実にしている。指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の設置目的を達成するため、施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。また、「ご意見箱」を設置して利用者のニーズ把握に取り組み、サービスの向上に努めている。	B
	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	指定管理者として施設の性格・設置目的等を把握し、その目的達成のために施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会地域福祉担当部署と連携し、地域福祉の推進を図るとともに、近隣地域と協働で行事を開催する等、相互協力に努めている。また、地元自治会と協力して周辺環境の改善を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する考え方及び方策	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルの内容や原因についての確に把握し、奈良市社会福祉協議会苦情解決に関する規定等に基づき、早急な対応・処理をするともに改善及び再発の防止に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、適正かつ効果的な施設管理運営が行われている。 特に生活介護みどりの家、生活介護やすらぎ広場、体育館等を担当している職員一人ひとりが障害者の特性を十分に理解し、高いスキルをもって利用者等への指導にあたっており、障害者やその保護者が安心して事業等に参加・利用できる環境が整えられていることは十分に評価できる。 また、センターの今後の在り方を検討していく中で、利用者の立場に寄り添った意見を引き続き頂戴したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	貴協議会が福祉分野で多岐にわたって有するノウハウを総合福祉センターの業務に有効に活用するため、人材の配置等について工夫して頂きたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、福祉センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和6年7月5日
-------------	------------------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	29,950,000	685,200	-	19,241	302	-	26.7%	-
令和4年度	29,923,000	639,050	-	18,593	297	-	25.6%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市協ホームページの活用や、月ヶ瀬福祉センターだよりを東部地域及び市内各施設に配布し、福祉センターを平等に利用できるよう周知を行った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市協ホームページの活用や、月ヶ瀬福祉センターだより、館内の掲示等により施設利用に関する情報の公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令順守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規定により対応し、職員や関係者に周知を徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	経理規定に基づき事務の取扱い、担当課に月次及び年度の会計報告を行うなど経理の執行を適正に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より施設の見回りや、備品の点検を随時行い、管理業務使用書に基づき適切に管理している。業者委託による保守点検も水準どおり行うことができた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より施設内の安全対策を行い事故の予防に努めている。緊急時には適切に対応できるよう、消防など緊急連絡先を事務所に表示している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域福祉の推進や健康増進に努め、相談業務においては必要に応じ関係機関に繋ぐなどの成果もあり事業を計画的に実施できている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	「いきいき会食会」や「いきいき講座」、「子育てスポット」等の自主事業については、計画的に安定して実施することができた。またコロナ禍において実施できなかった事業も再開し、多くの市民に利用してもらえた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	センター利用については、センターロビーに相談スペースを設ける等多くの住民が気軽に利用できるよう工夫した。住民から寄せられたニーズや苦情等については職員で共有、協議し適切な対応を行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費の高騰による水道光熱費や、施設老朽化による修繕費については多くの費用を要したが、提案額内で施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員事務分掌に基づいて、効果的な職員の配置・勤務体制を行い、業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な勤務体制で運営することができた。また計画にある職員研修も実施し、質の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	法人内外の類似施設の運営の実績やノウハウ等を学び、福祉センター管理運営に効果的に反映することができた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市月ヶ瀬福祉センター条例」および「奈良市月ヶ瀬福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、月ヶ瀬地区における福祉の中核施設としての業務を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (公募)	指定の期間	令和 5年4年 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、福祉センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和6年7月5日
-------------	------------------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	35,900,000	296,550	-	22,061	300	-	36.5%	-
令和4年度	32,896,000	3,000	-	11,947	298	-	35.0%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示している。またホームページや都祁福祉センターだよりの配布をし、だれでも平等に利用できるようにしている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示、ホームページでの情報発信や都祁福祉センターだよりの利用し、情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規定により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	センター使用料は公金取扱いに基づき適正に行い、金庫を使用して管理。また担当課へ月次及び年度の会計報告を行い経理の執行を適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。地域のボランティアと協同して、施設内の草刈り活動当の清掃活動も行き、施設の維持・管理を行っている。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急時対応マニュアル及び業務継続計画(BCP)を作成している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	R5.5月より入浴施設を再開。感染対策に注意しながら事業の再開を少しずつ行った。施設が保有する機能を十分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を發揮して利用者支援を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナ禍により縮小していた、地区社協との協働事業・支援によるふれあいサロン活動を再開した。その他講座の実施や地域の人の交流ができる講座などを開催し、多くの利用者に参加してもらえた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	担当課との連携により大きなトラブルもなく適切な対応が行えている。過去にあったトラブル等はヒヤリハットとしてまとめている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員事務分掌を定め業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。また計画にもある職員研修も実施し、質の向上に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似事業での業務経験を生かした運営を行い福祉センター管理運営に効果的に反映することができた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市都祁福祉センター条例」および「奈良市都祁福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。また、都祁地区における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	老人福祉センター（東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センター）	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）
設置目的	本市老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいづくりに寄与し、もって老人の福祉に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・日常の業務報告（月報）の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	利用者へのアンケートの実施により調査	実地調査実施日	（東）6月28日 （西）6月28日 （北）7月4日 （南）7月4日
-------------	-----------------------------------	------------	--------------------	---------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （%）		利用者満足度 （%）
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	129,000,000	1,232,640	-	63,799	（東・西・北）245、（南）244	-	別紙参照	87
令和4年度	130,656,528	919,140	-	44,174	（東・西・北）243、（南）226	-	別紙参照	90
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示されており、誰でも平等に利用できる。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示、しみんだより、ホームページ等を利用し情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については鍵付きのロッカーに保管し、適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	使用料収入は金庫を使用して適正に管理されている。帳票は簿冊を用いて適正に管理されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検は定期的に行い、職員でできる部分は随時修理を行っている。自動ドア、エレベーター等は委託業者による点検が実施されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防訓練を年2回行っており、非常時の対応方法についても職員に周知されている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの制限が緩和され、概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの制限が緩和され、概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	平成29年度より各センターがセンターだよりを作成し、周知を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	空調の温度設定の見直しや未使用エリアの消灯による光熱費の節約、委託している樹木の維持管理などを職員で行うなど、費用縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員研修の実施により職員の能力向上に努めている。行事開催時等職員が不足する際はセンター間で職員を融通するなど、臨機応変に対処している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	他にも公共施設の運営を行っており、定期的にセンター長会議を実施し、情報共有を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	健全な財務状況であり、施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設運営について市へ利用状況を踏まえた提案をする等、常に改善に努めており、意欲的に管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに合わせた管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	外の公共施設や各種関係機関・団体等と連携した事業を実施している。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市社会福祉協議会は、地域に根差した幅広い福祉活動を推進している。センターの運営においてもそれが生かされており、利用者に寄り添ったサービスを提供している。市との連携もスムーズにできており、信頼できる指定管理者である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) など	
		令和5年度	令和4年度
1	東福祉センター	19.3	15.1
2	西福祉センター	50.8	42.0
3	北福祉センター	33.7	26.6
4	南福祉センター	25.4	22.4
5	4施設平均	32.3	26.5
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	東里老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市東里地区万年青年クラブ連合会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	120,000	-	350	297	59	20	16	-
令和4年度	120,000	-	350	299	51	20	14	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないようにした。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	帳簿を作成し、領収書を保管することで適正な経理が行われている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間10回)、草刈り(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったことにより、利用者数は前年度から大幅な変化はない。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったことにより、利用者数は前年度から大幅な変化はない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内回覧で、施設の情報や講座のチラシを配布し、施設の利用促進を行った。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で定期的に行い、美化に努めた。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に役員会を開催し、役員を中心に会員も含め、協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	建物の修繕などもすぐに対応し、管理運営に対して熱意があることがうかがえる。当施設の設置目的を理解した上で管理運営を行っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携してきた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者にとって利用しやすい施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	災害時の避難訓練に参加する等自治会との連携に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。また、役員会を定期的に行い、会員内の結束を強くしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	鳥見老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市鳥見喜楽会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	700	1,538	223	40	61	-
令和4年度	84,000	-	700	1,268	154	40	42	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地縁団体の会合や地域の福祉施設等で、口頭やポスター掲示により、憩の家の周知を図っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	帳簿を作成し、領収書を保管することで適正な経理が行われている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間7回)、草刈り(年間4回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎月設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。施設に修繕必要箇所がある場合はURIに対応を要請している。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地縁団体の会合や地域の福祉施設等で、口頭やポスター掲示により、憩の家の利用促進を図っている。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず各サークルの協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	修繕などがあれば対応し、地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の憩いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	他の地縁団体が開催する地域行事への協力参加や近隣の公園清掃に参加するなど、地域貢献を図った。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われ、当施設の管理運営に関して熱意を持っている。現会長は長年努めている方で求心力もあり、会員も含め強い結束力がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	登美ヶ丘老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和6年7月11日
-------------	---------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	202,800	-	1,500	1,956	260	50	71	-
令和4年度	202,800	-	1,500	2,420	282	50	77	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の目的外使用がないよう周知徹底されている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行っている。帳簿を作成し、領収書を保管することで適正な経理が行われている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年4回の清掃に加え、年2回の草刈りを実施した。また、施設利用団体の利用後の清掃が徹底されている。修繕も迅速に対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検を年6回行い、安全管理に努めた。防火管理者を選出し、消防署の協力を得て、年1回消防訓練を実施した。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、広報活動を行った。また、施設を高齢者にとって有用な情報の発信場所とすることで、高齢者が集う場所になるように工夫をした。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水を徹底した。消耗品の在庫管理を行い節約に努めた。経費削減のため、安価なものがあれば即座に購入場所を変更するなどの努力をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理運営業務を細分化し各業務に担当者を設定し、分担して管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者は頻繁に憩の家を利用しているため、愛着を持っており、清掃などの施設管理に意欲を示している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	独居高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者が気軽に利用できる施設づくりに努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。利用者が多い憩の家だが、経理面も含め工夫しながら行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	杏中老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏中町老年青年クラブ (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	100	117	13	5	4	-
令和4年度	84,000	-	100	94	12	5	3	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	草刈り(年間1回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に保守が行われた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったことにより、利用者数は前年度から大幅な変化はない。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったことにより、利用者数は前年度から大幅な変化はない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し、経費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会と共催で事業を実施する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。施設の管理運営に関し責任感と意欲を持ち、会員と団結して行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	杏南老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏南町老年青年クラブ (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	202,800	-	1,500	926	198	60	54	-
令和4年度	202,800	-	1,500	1,369	239	70	65	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内への施設で行う講座のチラシを配布するにより周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年3回の清掃が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年3回の設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。消防訓練も年1回行われている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったこと、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったこと、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためチラシを作成し、町内各戸に配布した。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の集いの場としての役割を認識し、地域の他団体と連携し熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携してきた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の他団体と事業を共催する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。利用者が多い憩の家だが、経理面も含め工夫しながら行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	八条老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市九十九会万年青年クラブ (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	100	370	39	5	11	-
令和4年度	84,000	-	100	368	33	5	9	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間4回)、草刈り(年間1回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	建物の定期点検を実施し、安全管理が行われた。修繕必要箇所に関しても、優先順位をつけて対応している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃は委託せずに会員で行っている。節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者の高齢化と後継者不足が目立つ。現在は会長が主に活動を担っているが、将来的に会長の引継ぎ相手を模索している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理を任せる老人クラブが高齢化しており、草刈りなどをシルバー人材センターに委託するなど、工夫しながら管理を行っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	役員会の後の清掃など、運営に協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域等における連携の重要性について認識を持っており、他団体の地域活動にも積極的に関わっている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が会長を中心に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	東之阪老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市東之阪第一老友会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	202,800	-	300	361	59	10	16	-
令和4年度	202,800	-	300	231	21	10	6	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したことにより、開館日数及び利用者数が増加した。							
特記事項	新型コロナウイルスにより、カラオケ・飲食などの感染リスクが高い一部事業の利用制限を行いながら運営した。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権文化センターと連携を密に取っているため、センター便りを活用する形で周知している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年2回の特別清掃、年4回の草刈りが実施され、利用のたびに清掃するように呼び掛けている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2度建物及び設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、広報活動を行った。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理は会長を中心に行っているが、人権文化センターの協力が得られており円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の集いの場としての施設の存在意義を認識している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域住民の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会や学校園との連携が取れている。地域の防災訓練などにも参加し、積極的に他団体と関わる意欲を見せている。	B

5. 総合評価

総合評価	長年勤めている会長が中心になり、会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	120,000	-	700	664	100	20	27	-
令和4年度	120,000	-	500	669	74	20	20	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年10回)、草刈り(年間3回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年10回の建物の点検及び年に3度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。修繕箇所に関しても随時対応している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会長会議で利用の周知を行うなど、利用促進に取り組んでいる。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	健康講座・認知症講座を行うなど施設を有効活用し、高齢者の健康維持につながるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携してきた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域にとって施設が有意義に活用されるよう管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の老人クラブ等他団体と連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。地域への愛着や関心が強い地域であり、必要な時には会員が力を合わせて積極的に協力している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	狭川老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市狭川地区万年青年クラブ (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	300	262	35	15	10	-
令和4年度	84,000	-	300	224	33	15	9	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	新型コロナウイルスにより、カラオケ・飲食などの感染リスクが高い一部事業の利用制限を行いながら運営した。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年12回の清掃と草刈りが行われ、利用のたびに清掃をして美化に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の大きさから消防訓練が免除されているが、防火に関して常に注意している。修繕なども随時対応し、簡易なものならば地域住民にも協力を得て修繕している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため定期的に会議を実施し協議を行った。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず会員で行った。消耗品の見直しにより経費削減に努めた。節電・節水の徹底を呼びかけた。簡易な修繕を地域住民にも協力を得て安価で修繕している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	憩の家の利用目的を理解したうえで、市の施設の管理運営を任されているという強い責任感を持っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度、清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域住民や民生員会・自治会などの他団体とのつながりも多く、連携して管理運営を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。地域のつながりが強く、地域の他の地縁団体との連携もできており、他の団体から協力を仰ぐことが可能である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	古市老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	古市町老人クラブ (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	202,800	-	1,500	1,230	198	65	54	-
令和4年度	202,800	-	1,500	1,256	213	65	58	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者への優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報を取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。名簿等は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は週4回当番制で行われており、適切に維持管理が行われている。それ以外に年2回清掃・草刈りを行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の設備は適切に保守されている。また、避難訓練は自治会主催のものに参加していたが、憩の家主催でも実施している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため独居高齢者等へ声掛けを行い施設利用を案内している。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員が熱意をもって管理運営を行っており、人員配置も適切である。近隣にある人権文化センターからも協力を得ている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。当番制で週4日、終日開館している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、役員と利用者の関係上、役員が中心になって管理している。婦人会から役員を募っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会など地域の行事に協力する等連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。当番制を採用することで週4回開館し、周辺住民の集いの場として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	大柳生老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	750	768	63	20	17	-
令和4年度	84,000	-	750	528	54	20	15	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報を取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。名簿等は憩の家に置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び年2回の草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	使用の都度設備等の点検が行われている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためイベントや会合の機会を利用して施設のPRが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず利用者の協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度、清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会等地域の各種団体と事業を共催することで連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。地域のつながりが強く、会合やイベントを通じて結束力を強めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	梅園老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市紀宝寿会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	100	185	33	5	9	-
令和4年度	84,000	-	100	146	28	5	8	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報を厳正に管理するとともに不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年12回の清掃及び年2回の草刈りを実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎年、設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。修繕箇所に関しても、優先順位をつけて対応している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	行事のチラシを作成し各戸へのポスティングや町内回覧へ掲載することにより周知を図り、利用の促進に努めた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し運営についての協議を行う等、役員で協力して管理運営が実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者の高齢化と利用者減少、後継者不足がみられる。現会長が健在で会員と協力して管理運営を行っているが、将来的に後継者問題が生じる可能性が高い。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	会議において意見を聞き取り、運営方針に活かすことができている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が会長を中心に適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	石打老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市石打梅寿会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	120,000	-	1,000	1,528	126	35	35	-
令和4年度	120,000	-	1,000	867	113	35	31	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したことにより、開館日数及び利用者数が増加した。							
特記事項	新型コロナウイルスにより、カラオケ・飲食などの感染リスクが高い一部事業の利用制限を行いながら運営した。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	指定管理者、利用者ともに、利用のたびに清掃を行い、草刈りや剪定作業が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、維持管理が実施されており修繕の必要な個所に関しては優先順位をつけて対応している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や各種団体の役員を通じ、広報を実施した。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底を呼びかけている。消耗品も節約している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩の場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に清掃・草刈り等の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、婦人会、子供会等との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。地域のつながりが強く、他団体とも密接な関係がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	桃香野老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市桃香野第三梅寿会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	84,000	-	200	161	14	10	4	-
令和4年度	84,000	-	200	131	13	10	4	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで平等に利用されている。万青会長に申し出ることでの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は会長が管理している。個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年10回の清掃と年5回の草刈りが会長中心に行われている。利用のために美化に努めるよう周知している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年1回設備の点検と消防訓練を実施している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員で行っている。また節電・節水の徹底を呼びかけ、施設利用時以外にも近くを通る際には消灯の確認をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	会長を中心に役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	自治会や茶青協等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であるため、会長が中心となって管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会合等の場において情報発信を行い連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が会長を中心に適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	尾山老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市尾山梅寿会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	120,000	-	400	1,334	134	20	37	-
令和4年度	120,000	-	400	248	44	20	12	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したことにより、開館日数及び利用者数が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用の都度清掃し、年4回の草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て年2回避難経路の確認が実施された。設備に関しても年12回点検を行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動(回覧への掲載)が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議がなされた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が気持ちよく利用できる環境の維持を意識した管理運営がなされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参加することは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会と共催し郷土美化活動を実施した。施設周辺は観光客の往来が多く、便所は観光客が利用しやすいよう常に清潔に維持されている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。地域のつながりが強く、他団体とも密接な関係がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	横井老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	横井ひまわりクラブ (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	156,000	-	550	200	25	30	7	-
令和4年度	156,000	-	550	447	81	30	22	-

変動の大きい指標の変動理由 施設を主に利用している老人クラブの会員の高齢化等により、利用者数が減少した。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品・個人情報情報は取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館の都度、清掃を実施。草刈りは年2回実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館の都度設備の点検を実施し、安全管理が行われた。修繕箇所があれば、随時対応している。消防署の協力を得て消防訓練を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったこと、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施したが、利用者自身が活動自粛の傾向にあったこと、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動（町内へのチラシの配布及び回覧への掲載）が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に清掃に関して老人クラブ会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域包括支援センター等と連携をとっている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。施設の管理運営に関し責任感と意欲を持ち、会員と団結して行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人軽作業場	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	114,000	-	500	268	43	20	12	-
令和4年度	114,000	-	500	472	54	20	15	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	会計担当者が金銭管理をしている。現金は持たないようにし、その都度必要な分を銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年6回の清掃と年3回の草刈りが実施され、利用のたびに施設の美化に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年6回の建物の点検と年3回設備の点検を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスが5類移行後、事業の制限を解除して実施し、概ね事業実施計画通りに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会長会議で作業所利用の周知を行い、利用促進を実施している。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者各自が経費縮減の意識を持って施設を利用していただけよう周知が行われ、光熱水費・消耗品に関しても節約を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域文化の次世代への継承と地域交流を目的として、熱意をもって管理運営を行っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者も高齢ではあるが一定程度協力は得られているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携してきた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の生きがいづくりの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域文化伝承のために事業を継続していく意欲がある。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの基礎的な施設の管理運営が適切に行われている。ゲートボールやグラウンドゴルフでの利用は活発に行われており、施設自体は地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっている。地域文化伝承に関しても伝統文化保存会が活動しており、藁草履・しめ縄づくりが行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	児童館4館（横井児童館、古市児童館、東之阪児童館、大宮児童館）	評価主体	子ども未来部 子ども育成課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	児童の人権尊重の精神を養うとともに、児童の健全な育成を図るため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・年次報告書の確認(年1回) ・月次報告書の確認(毎月)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-------------	---------------------------------	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	112,000,000	—	26,700	26,169	270日(古市児童館)、269日(横井児童館、東之阪児童館)、267日(大宮児童館)	—	別紙参照	—
令和4年度	120,000,000	—	27,100	22,252	269日(横井児童館のみ270日)	—	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく利用できる児童館の施設特性を理解し、平等に支援を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	指定管理業務仕様書や財団内の要綱等に基づいた対応をとっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	法人が定める定款・規則等を遵守するよう指導する体制の確保に加え、一般公募による評議員・役員の選任など客観的な観点から経営の監視・監督を行う体制を構築している。個人情報保護については、財団の要綱に基づき、個人情報保護方針及び情報セキュリティ基本方針を作成し、適切に保護・管理を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	財団事務局において経理業務を一括処理しており、効率化や不透明な処理の防止を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全・設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	施設の清掃等は適切に保たれており、備品等の点検・管理も行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	施設内の点検や避難訓練の実施等安全対策を実施している。また、利用者の事故等に対応するため、共済制度に加入している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	施設の設置目的に適切、業務仕様書に定める水準を満たすとともに、具体的・効果的な計画であるか。また、他にない斬新で魅力的な事業提案がなされているか。	各館において体験活動や教室の開催など学びや遊びの機会を確保し、子どもの健全育成を図った。また、子育て親子に対し交流の場の提供、相談・援助を行った。令和5年度事業計画において記載のあった「中学生・高校生たちが来館しやすい環境づくり」については、中高生の来館がある館もあるものの、既存事業や自主的な施設利用によるものであり、明確な方策や新たな取組の実施は確認できなかった。	B
	自主事業実施計画	地域における遊びや学習、教室を行い、自尊心や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに情操を豊かにするなど児童の心身の育成に寄与しているか。	各館で伝統文化やスポーツ教室、学習の場を提供し、子どもの伝統文化やスポーツに触れる機会、仲間づくりの機会を提供した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	児童館だよりの作成により活動状況等の広報を行った。また、館内で発生したトラブルについても適切に対処報告している。換気等の感染症対策を取りながら活動し、座談会や親子事業等の充実した事業等を実施することにより、昨年度と比べ利用者が増加した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	提案額内での運営が行われているとともに、適切な内部統制のもと会計処理を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、具体的・効果的であるか。業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策があるか。	職員の雇用については、経験や知見を活かせる人材の採用や、事業が円滑に行えるよう従来の職員を継続雇用する等柔軟な対応を行った。研修については、職員を対象とした研修及び館長を対象とした研修を実施した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績があり、業務遂行に当たって有効なノウハウを有しているか。	子育て親子の支援や、子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決・家庭の教育力向上に関しての実績、ノウハウがある。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業計画に沿った事業を展開しているため、安定的に事業を継続できる財務状況であり、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるおそれはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	各館での活動において、児童館が子どもたちの居場所として安全安心に利用できるよう「奈良市児童館(4館)の安全計画」を策定し、運営を行ったが、仕様書において規定している管理運営状況の評価において不十分な点を補う必要がある。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設の不具合その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに則った管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域行事への参加等、地域の人々とともに子どもの健全育成に向けた取り組みを行い、地域に根差した館運営を行った。	B
	児童館ガイドラインに則った運営	児童館の運営等について厚生労働省が定めた「児童館ガイドライン」を踏まえた運営を行っているか。	児童館ガイドラインを理解し運営しているが、中学生及び高校生の居場所づくりやボランティアの育成、多世代でのかかわりなどさらに意欲的な取組を求める。	B

5. 総合評価

総合評価	座談会や親子事業への参加者の増加等による利用者の増加や、「奈良市児童館(4館)の安全計画」を策定は評価すべき点であると考えられるが、仕様書において規定している管理運営状況の評価において不十分な点があることについては是正が必要である。また、これまで同様に事業計画において記載されていた「中学生及び高校生たちが来館しやすい環境づくり」その他の項目においても、年度内に振り返りを行う等、事業計画に基づいた事業が実施できているか、加えて、利用者のニーズに沿った事業が実施できているか等を評価しながら事業運営を行う必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) など	
		令和5年度	令和4年度
1	横井児童館	98	98
2	古市児童館	98	100
3	大宮児童館	99	92
4	東之阪児童館	97	94
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	市立奈良病院	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人 地域医療振興協会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月 1日から 令和 6年3月31日まで (10年間)
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 施設への意見箱の設置 利用者等の苦情対応の窓口を設置 	実地調査実施日	令和5年10月5日 令和6年3月18日
-------------	---	------------	---	---------	------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入(千円)		利用者数(人)			開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
		入院	外来	目標	入院	外来		目標	実績	
令和5年度	-	8,023,565	4,282,679	-	102,363	188,592	366	-	-	-
令和4年度	-	7,915,995	3,900,806	-	102,558	189,085	365	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由
平成16年12月に国から移譲を受けてから、建設中の平成24年度で一度減ったものの全体的に患者数は増加傾向にあった。令和元年度に地域医療支援病院として承認され、かかりつけ医との役割分担が強化されたことにより、医療需要の高い方を中心に受け入れるようになり患者数は一定水準で維持されるようになっていく。

特記事項
医療機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、地域医療連携室が窓口となり診療情報管理室と連携し速やかに手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚生省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。例年管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	消防設備の点検・整備、および非難(救助)訓練を実施しているか。事故発生時には迅速かつ適切な対応と市への報告を行っているか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告しているほか、年2回防災訓練を実施している。事故発生時は、臨時医療安全管理委員会を設置し、市へ速やかに報告をする。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	市立奈良病院の管理について、適切かつ円滑に実施し、良質な医療を市民に提供しているか。	例年市と指定管理者による管理運営協議会を開き、運営市民会議、議会等からの要望に基づき、事業実施計画及び事業実績について協議している。新型コロナウイルス感染症対応のため休止していた両会議はともに令和5年度実施された。	B
	自主事業実施計画	迅速かつ適切な受付業務に努めているか。	H18年度より電子カルテシステムへ移行し、診療情報管理の効率化を図っている。H22年度から医療費自動精算機と会計番号表示盤の設置により、待ち時間の縮減を図っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページを積極活用している。外来患者と入院患者に対して満足度調査を行い、問題点を把握し、サービスの向上へつなげる。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料としてではなく交付税額等に基づき算定される運営交付金として運営資金を交付している。施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は十分に示されていない。	B
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	管理運営に支障はなく適切な人員確保配置であり、各種研修も実施して資質の向上に努めている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	地域医療振興協会が管理する全国の他の施設の運営実績が効果的に反映されている。指定管理をしている市立診療所への、協力体制を整えている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	平成18年度からは経常利益で黒字計上していたが、移転に伴う費用増加などが主因となり、24年度は赤字となったが25年度からは黒字計上に転じた。近年は新型コロナウイルス感染症の影響等を受け一時的に悪化した年もあったが、令和5年度は黒字となっている。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	業務報告	月別の利用状況、年間の利用状況を定期的に市に報告しているか。	毎月、患者数等の利用状況の報告を確認している。	A

5. 総合評価

総合評価	事業報告書や病院年報及び聞き取り調査による指定管理の実績を評価したところ、全体的に大きな問題はなく、適正に管理運営されていると判断できる。 特に、医師・看護師等の確保に努め診療体制の強化を図ったことや、救急診療体制の強化に努めていること、地域医療支援病院の承認を受け地域のかかりつけ医と適切な役割分担を行っていることは、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	公益社団法人地域医療振興協会は全国で多数の施設を健全に運営している指定管理者としての実績があるので、この実績や事業のノウハウを活かし、今後も安定的で継続的な管理運営を期待したい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市立田原診療所、奈良市立柳生診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所、奈良市立興東診療所	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人 地域医療振興協会 (非公募)	指定の期間	平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 現地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 施設への意見箱の設置 利用者等の苦情対応の窓口を設置 	実地調査実施日	令和6年2月5日 令和6年3月9日
-------------	---	------------	---	---------	----------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(千円)					利用料金収入(千円)					利用者数(人)				
	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東
令和5年度	10,000	16,546	10,600	29,200	10,000	8,125	50,751	55,660	132,352	5,147	1,179	4,991	5,590	15,058	587
令和4年度	10,032	16,578	10,673	29,800	10,046	9,108	49,625	59,576	165,942	4,504	1,300	5,005	6,599	16,510	611
変動の大きい指標の変動理由															
特記事項	医療機関の少ない東部地域において安定した医療サービスを行うための診療所であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。														

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的な責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、担当部署を通じて手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。例年管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準とおり行われたか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各診療所において患者数の減少は見られず、利用の促進等に関しても地域に密着した診療所になるよう努力されている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的方策は充分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	運営管理に支障はなく、適切な人員配置である。勤務体制もできるだけ無駄を省き効率よく仕事を終えることができるよう担当部署からの働きかけが見受けられる。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設の運営実績が効果的に反映されている。各診療所の連携を深め、医師や事務の異動により地域間の違いを効果的に事業に反映されているが、具体的方策は充分示されていない。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	医薬品費や人件費等の事業費用が一定程度い必要となることから経常利益が赤字となる診療所もあり、診療所間の包括的な運営が必要である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		市民ニーズに対するの考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	窓口対応の際での市民からの要望や意見等は反映できるように取り組んだ。	A
		苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルに対して、現場にて真摯に対応し、速やかに報告する体制がとられている。市が対処すべき内容については、指定管理者より報告を受け、早急に対応している。	B
		地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市医師会との連携、住民のケアカンファレンス等にも参画、消防、学校、福祉関係者との連携を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	診療については、事業計画書どおり適正に実施されている。収支状況については、月々瀬診療所を除き各診療所で経常損益で黒字となっている。患者数は各診療所において前年度より減少しているが、収支改善が見られるため前年度より効率的な運営ができています。指定管理者が共通である市立奈良病院と連携し、一体的な運営を図ることができたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、診療業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	各診療所ごとに患者数の増減はあるものの僅かであり、経営状況の改善がみられており、安定的な事業運営がなされている。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合医療検査センター	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	一般社団法人 奈良市医師会 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・事業運営報告会での確認 ・現地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	アンケート調査	実地調査実施日	令和5年 5月26日 令和5年10月24日
-------------	---	------------	---------	---------	--------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	1,355,618,625	-	386,564	月～土(祝日、12/30～1/5除く)	-	-	-
令和4年度	-	1,884,734,725	-	492,026	月～土(祝日、12/30～1/5除く)	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由 利用料金収入の減収は医療機関からの受託検査収益の減少によるもので、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い検査検体数が減少したことが考えられるが、事業所検診収益は前年度と比べても増収であり、コロナ禍前の水準よりは収益としては高いものである。

特記事項 検診機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	センターの健康増進事業について市民だより等により可能な範囲で市民に周知するとともに、検診・検査事業についても、センターHPにより周知を図った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	基本協定書に基づき市民が業務に関する情報を得られるよう、文書等の適切な保管に努めた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについては、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、利用者にも掲示により周知を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	協定に基づき、事業計画、また事業報告、決算報告を年1回それぞれ提出させるとともに説明を受けている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に基づき行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。	事業計画書どおりに各事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	アンケートを実施し、参加者が求めるテーマを中心に健康講座や健康づくり教室を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービス向上について具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか	検査件数は減少したものの、事業所健診や健康増進事業件数は増加が見られた。また、苦情等に対し迅速な対応に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	指定管理料は支払われない利用料金制により、適正に管理運営されているか。	サービスを維持しながら、管理運営を行った。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	利用者の状況に応じた適正な職員配置を行い、サービス維持に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の育成のため、職員の研修・指導に関する具体的な方策が行われたか。	各専門分野の研修会・学会に参加、参加後伝達講習を行い技術向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	団体の財政状況は健全であり、安定的に事業を継続できた。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		検査業務において、精度管理が適正に行われているか。	日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、奈良県臨床検査技師会の外部精度管理調査に参加し、その結果も良く、データの信頼性は担保されている。	A

5. 総合評価

総合評価	本施設の設置目的である「市民の健康の保持・増進、疾病の早期発見及び予防」推進のため、利用者拡大を図るとともに、経費節減や検査業務の精度管理にも努めていることから、指定管理者として適正に運営管理を行っている」と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、健(検)診業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---